久化は見送

日本版ISAの制度変更 13年度税制改正で… 現行の計画 開始 (変わらず) 優遇期間 平 100万円までの 株式などの配当・ 売却され 売却益非課税

踏まえ、14年1月に導っ 英国の制度が参考になっ とまず見送る。 する。制度の恒久化はひ が13年末に終わることを 10%に軽減する優遇措置 の課税を本来の2%から に拡大する。 から 5年で500万円 少額投資非課税制度は 株式などからの収益へ

| 013度税制改正で、株 | の適用期間ではす方針を固し政府・与党に1-譲渡益にかかる20%の税 とも呼ばれる。 ており、「日本版ISA」 通常なら株式の配当や

の特徴だ。ある企業の株 が非課税になるのが制度

|がかからない。年100 | 円に積み上がる。 と、5年間はその株式か | るので、非課税扱いの投 | 課税期間は10年から5年 | がなくなるが、制度は10 式を100万円分買う | 万円の投資枠が5年分あ らの配当や売却益に税金 | 資残高は最大で500万 | に短縮する。このため、

非課税

来の「3年で300万円

購入した株式などの非一資した分に非課税の適用

一年存続する。非課税枠の 00万円に増える分、

資を促す効果は従来より

6年目には最初の年に投 | 上限が300万円から5 も大きくなるといえる。 恒久化は見送るため、

貢献している。 ており、投信市場の拡大に NISAを通じて保有され 日本版

期間が14年からの10年間に 少額投資非課税制度も対象 限られた。しかし「事実上 ドットコム証券の斎藤正 恒久化ととらえたい」(カ 日本版ISAともいえる

没資家に偏る。昨年9月末

多い。「老後の資産形成を

着と活用に生かすべきだ。

新たに始める個人に利用し

編集委員

際の売買は海外へッジファ を見せている。しかし、実 の期待感から、回復の兆し 証すべきだと主張した。 ばれる一部の投機的な個人 ンドやデイトレーダーと呼 株式相場はデフレ脱却へ 制度だから、投資信託を次 券会社や運用会社の姿勢も 業は適さない」との指摘は 問われる。 々に乗り換えさせる古い営 税制度をどう生かすか。証 「長期運用を促すための 3年から10年に延びたのだ 者をそろえる体制が欠かせ も必要だ。非課税の実施が む成長戦略を実行すること から、その期間を制度の定 ない。企業が投資を呼び込 抜く力量を持つプロの運用

(H)

株式の長期保有を促す効 摘もある。家計の金融資 果には限界があるとの指

化や損益通算制度の拡大 わせるには、制度の恒久

などもう一歩踏み込んだ

産を貯蓄から投資に向か

対策も必要になる。